

公立大学法人京都市立芸術大学契約職員就業規則

(平成26年3月26日理事長決定)

(平成27年3月3日一部改正)

目次

- 第1章 総則 (第1条～第8条)
- 第2章 人事 (第9条～第13条)
- 第3章 給与 (第14条)
- 第4章 研修 (第15条)
- 第5章 災害補償 (第16条)
- 第6章 雜則 (第17条～第18条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 労働基準法（以下「労基法」という。）第89条により、公立大学法人京都市立芸術大学（以下「法人」という。）に勤務する契約職員（以下「契約職員」という。）の労働条件その他就業に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、「契約職員」とは、法人に雇用される者（派遣職員（公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第2条第1項の規定及び京都市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第1項の規定に基づき、京都市から法人に派遣された職員をいう。以下同じ。）を含む。）のうち、次に掲げる者をいう。

- (1) 公立大学法人京都市立芸術大学職員就業規則（以下「職員就業規則」という。）第21条の規定により、法人に再雇用される者（以下「再雇用職員」という。）
- (2) 雇用期間を定めて事務を補佐する者（臨時職員を除く。）（以下「事務補佐員」という。）
- (3) 京都市を退職し、法人に雇用される者（以下「市退職職員」という。）

(適用範囲)

第3条 この規則は、すべての契約職員に適用する。

2 前項の規定にかかわらず、派遣職員の就業に関する事項については、法人と京都市との間の取り決めにおいて別段の定めがある事項を除き、この規則を適用する。

(再雇用職員の対象者)

第4条 再雇用職員の対象となる者は、職員就業規則第20条第2号の規定により定年退職した者とする。

(市退職職員の対象者)

第5条 市退職職員の対象となる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 京都市職員の定年等に関する条例第3条の規定により定年退職した者
- (2) 京都市職員の再任用に関する条例第2条により、定年退職者に準じる者とされた者
- (3) 京都市職員の再任用に関する条例により再任用され、当該任期の満了により退職した者

(法令との関係)

第6条 契約職員の就業に関し、労働協約、労働契約及びこの規則に定めのない事項については、労基法その他関係法令及び法人の諸規程に定めるところによる。

(規則の遵守)

第7条 法人及び契約職員は、この規則を遵守し、誠実にその義務を履行しなければならない。

(規則の周知)

第8条 法人は、この規則の内容及び趣旨の周知徹底を図るとともに、この規則を改廃した場合には速やかに契約職員に周知しなければならない。

第2章 人事

(採用)

第9条 事務補佐員及び市退職職員の採用は、選考によるものとし、面接、経歴評定、筆記試験その他の方法により行う。

(再雇用の方法)

第10条 再雇用職員の再雇用は、第4条に規定する対象者が再雇用を希望した場合であって、当該対象者が職員就業規則第22条第1項各号のいずれにも該当しない場合に行う。

(勤務条件の明示)

第11条 法人は、新たに契約職員となる者に対して、次に掲げる勤務条件を記載した文書を交付し、その他の勤務条件に係る事項については、口頭又は文書で明示する。

- (1) 労働契約の期間に関する事項
- (2) 就業の場所及び従事すべき業務に関する事項
- (3) 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日及び休暇に関する事項
- (4) 給与の決定・計算・支払いの方法、給与の締切・支払の時期に関する事項
- (5) 退職に関する事項（解雇の事由を含む。）

（雇用期間）

第12条 契約職員の雇用期間は、1年以内とし、契約職員の当該更新直前の雇用期間において職員就業規則第22条第1項各号及び第2項各号のいずれにも該当しない場合に限り、更新することができる。ただし、事務補佐員については、通算して5年を超えることはできない。公立大学法人京都市立芸術大学が締結する有期労働契約の契約期間及び無期労働契約への転換に関する規程第5条に基づき、期間の定めのない労働契約へ転換した契約職員については、この限りではない。

2 契約職員の雇用期間は、年齢65年に達した日以後における最初の3月31日を超えることはできない。

3 前項の規定にかかわらず、法人は、次に掲げる契約職員のうち欠員の補充が著しく困難なものにあっては、1年を超えない範囲内で期限を定め、引き続いて勤務させることができる。

- (1) 国家資格を必要とするもの
- (2) 特別な学識経験を必要とするもの
- (3) 採用が困難なもの
- (4) その他特別な事情があるもの

（退職）

第13条 契約職員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる日に退職し、契約職員としての身分を失う。

- (1) 自ら退職を申し出て、法人に承認された場合 法人に承認された退職の日
- (2) 前条に定める雇用期間を満了した場合（雇用期間が更新される場合を除く。）
雇用期間満了の日

(3) 死亡した場合 死亡の日

第3章 給与

(給与)

第14条 再雇用職員の給与に関する事項については、公立大学法人京都市立芸術大学職員給与規程の定めるところによる。

- 2 事務補佐員及び市退職職員の給与に関する事項については、再雇用職員の例による。
- 3 前2項の規定にかかわらず、契約職員の給料月額は、別に定める。

第4章 研修

(研修)

第15条 所属長は、契約職員に対し、業務の遂行上必要な知識及び技能を習得させるための研修を実施することができる。

第5章 災害補償

(災害補償)

第16条 契約職員の業務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）又は通勤による災害に対する補償は、労働者災害補償保険法その他関係法令の定めるところによる。

- 2 前項に定めるもののほか、災害補償に関し必要な事項は、別に定める。

第6章 雜則

(雑則)

第17条 この規則において別に定めることとされている事項及びこの規則の施行に必要な事項については、理事長が定める。

(職員就業規則の準用)

第18条 職員就業規則のうち、第13条（配置等）、第19条（自己都合による退職手続）、第22条（解雇）、第23条（解雇制限）、第24条（解雇予告）、第25条（退職後の責務）、第26条（退職証明書）、第26条の2（人事異動）、第28条（誠実義務）、第29条（職務専念義務）、第30条（服務心得）、第31条（遵守事項）、第32条（倫理の保持）、第33条（ハラスメントの防止等）、第34条（入構禁止又は

学外退去), 第36条(勤務時間, 休日及び休暇等), 第37条(育児休業等), 第38条(介護休暇), 第41条(懲戒の事由), 第42条(懲戒の種類及び内容), 第43条(懲戒の手続等), 第44条(訓戒等), 第45条(損害賠償), 第46条(安全及び衛生), 第47条(出張), 第48条(旅費等), 第49条(福利厚生), 第51条(退職手当)及び第52条(不服申立て)の規定は, 契約職員に準用する。

附 則(平成26年3月26日決定)

この規則は, 平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月3日決定)

この規則は, 平成27年4月1日から施行する。